

JPX 自主規制法人の年次報告 2020

JPX-R Annual Report 2020



目次

| | | |
|------------|-------------------------------------|-----------|
| | はじめに | 01 |
| I | 自主規制法人の概要 | 02 |
| 1 | 金融商品取引所の自主規制の意義 | 03 |
| 2 | 日本取引所自主規制法人の組織体制 | 04 |
| 3 | 日本取引所自主規制法人の特色 | 05 |
| II | マーケットを取り巻く環境変化及びそれに対する取組み | 06 |
| 1 | 市場構造の在り方の検討を踏まえた対応 | 07 |
| 2 | 総合取引所化をめぐる対応 | 07 |
| III | 2019年度の業務の実施状況 | 10 |
| 1 | 上場審査 | 11 |
| 1 | 上場審査業務の概要 | 11 |
| 2 | 上場審査の実施状況 | 12 |
| 3 | 上場審査結果の状況 | 13 |
| 4 | 情報受付件数 | 14 |
| 2 | 上場管理 | 15 |
| 1 | 上場管理業務の概要 | 15 |
| 2 | 上場管理の実施状況 | 16 |
| 3 | 上場管理結果の状況 | 17 |
| 4 | 情報受付件数 | 17 |
| 5 | 上場会社における規則違反等の未然防止に向けた取組み | 18 |
| 3 | 考査 | 19 |
| 1 | 考査業務の概要 | 19 |
| 2 | 考査の実施状況 | 22 |
| 3 | 考査結果の状況 | 22 |
| 4 | 処分の実施状況 | 24 |
| 5 | 取引資格取得及び取引参加者の合併等に関する審査 | 26 |
| 6 | 情報受付件数 | 26 |
| 7 | 考査員の考査スキル向上に向けた取組み | 26 |
| 4 | 売買審査 | 27 |
| 1 | 売買審査業務の概要 | 27 |
| 2 | 売買審査の実施状況 | 29 |
| 3 | 売買審査結果の状況 | 30 |
| 4 | 情報受付件数 | 31 |
| 5 | マーケットの変化に即した売買審査体制の強化 | 31 |
| 6 | 証券業界全体としての不正取引未然防止能力の向上 | 32 |
| 7 | 大阪取引所における商品デリバティブ市場開設に対応した売買審査態勢の構築 | 32 |
| 8 | 海外規制当局等との連携強化等の取組み | 32 |
| 9 | マーケットの公正性確保に関する取組みに係る広報活動の推進 | 32 |
| 5 | 上場会社・取引参加者等へのコンプライアンス支援活動等 | 33 |
| 1 | コンプライアンス研修センター「COMLEC」等について | 33 |
| 2 | COMLEC等の活動状況 | 33 |
| 3 | 上場会社・取引参加者等からの相談受付 | 38 |
| 4 | J-IRISSの登録推進活動 | 39 |
| 6 | 銘柄一覧 | 40 |
| 1 | 新規上場等銘柄 | 40 |
| 2 | 上場廃止等銘柄及び措置を行った銘柄 | 43 |

はじめに

日本取引所自主規制法人は、金融商品取引法に基づき、金融商品取引所の自主規制業務を専門に行うため、日本取引所グループに設置されている法人です。

当法人の属する日本取引所グループは、わが国の最も中心的な金融商品市場として国内外における資産運用及び資金調達を行う場としての重要な社会インフラ機能を果たしています。その中で当法人の使命は、取引所がその機能を十全に発揮するための的確な自主規制を実行し、これにより、市場の公正性、透明性に加え、市場に対する信頼性の確保・向上を図ることです。

そのためには、市場運営会社である東京証券取引所・大阪取引所との日常的な連携が不可欠です。しかしその反面、株式会社である取引所の営利性と自主規制機能の間に利益相反が生じることが懸念されるため、当法人は、取引所の他の業務から独立して業務遂行する組織として、両取引所からの高い独立性が法律上求められている特殊な立場にもあります。

2007年の当法人設立以来この方、このような使命、並びに自主規制機関としての独立性の維持を常に念頭に置き運営を続けております。一方で、マーケットを取り巻く環境は日々変化しておりますので、東京証券取引所・大阪取引所はもちろん、行政当局や国内外の関連機関とも緊密な連携を図り、環境変化にも的確に対応していくことで、マーケット利用者の方々から信頼されるより良い自主規制業務の遂行を目指して参ります。

また、現下では新型コロナウイルス感染症への防止対策が求められる中であって、日常の業務運営において各種の制約が課されるところではありますが、自主規制機能を止めないために、業務の複線化や電子的なコミュニケーションツールなどを積極的に活用し、この難局を乗り切るべく役職員一丸となり取り組んでいるところです。

本冊子を通じて、市場関係者の皆さまにおいて当法人の自主規制業務についての理解が一層深まり、健全な取引所市場の構築に向けての一助になれば幸甚に存じます。

2020年7月
日本取引所自主規制法人 理事長
細溝 清史

I

自主規制法人の概要

1 金融商品取引所の自主規制の意義

金融商品取引所の使命は、効率的で使い勝手が良く、公正で信頼される市場を構築することによって高い流動性を提供し、高度な価格発見機能を通じて、市場メカニズムに基づく効率的な資金配分を実現することにあります。この使命を果たすためには、個人投資家を含む幅広い投資者の多様な投資判断に基づく需給が統合されるよう、投資者が安心して取引できる市場を提供していく必要があります。したがって、市場に最も近い市場開設者自身が適切な規制・制度を整備し、上場会社の適格性の維持、市場における不公正取引の防止及び取引参加者の健全性の維持に向けた適切な自主規制機能を発揮することにより、市場の公正性・透明性・信頼性を確保することが極めて重要になります。

また、我が国経済の活性化のための構造改革として、直接金融の役割を重視した金融システムへの転換の要請がますます高まっている中で、市場機能を中核とする金融システムの構築に向けて、市場監視の機能・体制の強化が求められています。そのためには、行政当局による規制と取引所等による自主規制とがそれぞれの長所を活かして相互に補完しながら、全体として実効性が高くかつ効率的で調和の取れた体制を構築していく必要があります。

このように、金融商品取引所にとって自主規制機能は、市場の公正性・透明性・信頼性を担保する、いわば取引所の公共的性格を具現化したものであり、市場運営に従事する市場開設者としての機能の根幹に位置付けられるものです。日本取引所グループは、このような認識の下に、自主規制業務を遂行しています。



2 日本取引所自主規制法人の組織体制

自主規制業務を適切に遂行するためには、公益や投資者保護を主眼に置いた高い次元の自律性と、公正・中立な立場に立って管理運営する組織体制が必要不可欠です。また同時に自主規制業務の遂行にあたっては、市場で起きる様々な事象に対して、迅速かつ的確に対処することが必要とされるとともに、市場の機能や特性を熟知した高い専門性も求められます。そのため、歴史的に自主規制業務は取引所自身が担ってきたところですが、他方、取引のボーダーレス化や国際的な市場間競争が進展するにつれて、取引所組織として環境変化に柔軟に対応し、より強力に効率性、利便性の向上を推進していくことが益々重要となり、取引所の株式会社化が一般化しました。当グループの東京証券取引所、大阪取引所も上場会社である株式会社日本取引所グループの傘下で運営されています。

こうした中で、自主規制の中立性・実効性と取引所の事業戦略性・収益性の確保という二つの要求に同時に応える方法として、日本取引所グループは、取引所の同一グループ内において別法人として、自主規制業務を専門に行う自主規制法人を設置する組織体制を選択しました。つまり、市場に近い立場にいて高い専門性を発揮し、かつ、取引所からは独立して中立的な立場から実効性の高い業務執行を実現するねらいです。加えて、当法人の業務遂行における最上位の意思決定機関である理事会は過半が外部理事により構成され、意思決定においても独立したガバナンス体制が機能しています。

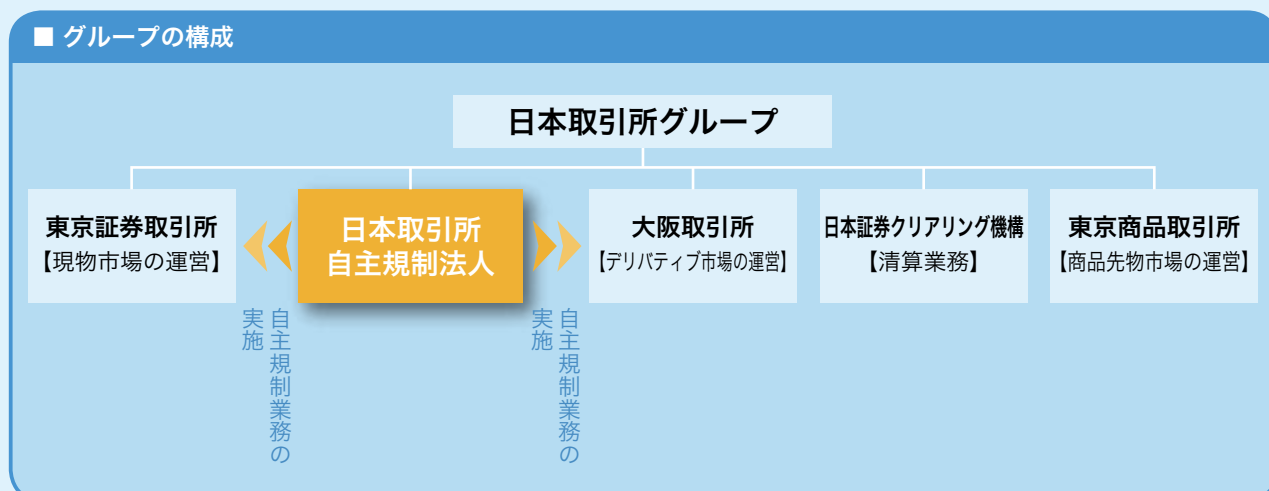
具体的な当法人の業務遂行については、取引所と自主規制法人は連携して常に必要な情報を共有しますが、自主規制法人が独立して中立的な審査を行い、取引所の名前でを行う承認又は処分その他の措置等は、その審査結果に基づき行われます。

海外に目を向けると、自主規制業務の組織体制は、それぞれの市場の発展の歴史や法体系、慣行により、様々な形態があり、各国や地域それぞれが固有の組織体制を構築しているといえます。

当法人の組織と業務執行体制は、世界的に見てもユニークな組織形態ですが、市場運営の効率性・利便性・収益性の要請と資本市場の公正性・信頼性を確保する要請を、高い専門性を維持しつつ両方を同時に実現するための優れた形態であると考えられます。

当法人としては、今後も市場の公正を確保し投資者の皆様にご信頼していただけるよう、市場環境や法体系に即して、引き続き実効性の高い自主規制業務を遂行していきたいと考えています。

■ グループの構成



3 日本取引所自主規制法人の特色

当法人の組織や業務の特色についてご紹介します。

1 取引所の品質管理センター

当法人は、取引所取引の公正性や投資家の保護等を図るためのいわば品質管理センターの役割を担っています。

具体的には、上場を希望する会社の適格性を審査する「上場審査」、上場会社の情報開示や企業行動をチェックする「上場管理」、証券会社など取引参加者の業務の信頼性を確保するための「考査」、市場での不公正な取引を監視する「売買審査」。これらの自主規制業務を通じて、資本市場の公正と信頼を守っています。

2 中立性・実効性を確保した組織体制

自主規制業務は、市場に近い位置で高い専門性を発揮すると同時に、市場運営会社から一定の独立性をもって中立的な立場で行われる必要があります。このため、当法人は日本取引所グループ内にあるものの、市場運営会社としての取引所とは別法人となっています。

3 市場関係者との対話を重視

市場を取り巻く環境は常にめまぐるしく変化しています。絶えず新しい商品や取引手法が生まれ、新しい課題が出現しています。市場の動向に柔軟に対応した自主規制業務を行うため、当法人では、常に市場関係者の方々の声に耳を傾け、対話を大切にし、日々の業務に取り組んでいます。

4 不公正取引等の未然防止に向けた支援体制の整備

当法人は市場にとり望ましくない行為を未然に防ぐ活動にも取り組んでいます。コンプライアンスに関するセミナーの開催、講師の派遣、事例集の発行など、広く市場に参加される皆さまの理解の促進を支援しています。

詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.jpx.co.jp/regulation/outline/about/index.html>

II

マーケットを取り巻く環境変化及び それに対する取組み

本章では、マーケットの環境変化を踏まえ、現状認識や環境変化への取組みについてご紹介します。

1 市場構造の在り方の検討を踏まえた対応

東京証券取引所では、現在、一般投資者向けの市場として、市場第一部、市場第二部、マザーズ及びJASDAQの四つの市場が運営されています。近年、こうした市場構造や関連する上場制度を巡り、市場区分のコンセプトが曖昧であることや、持続的な企業価値向上の動機付けが不十分であることなど、改善すべき点が顕在化していることから、2018年10月以降、市場構造を巡る諸問題やそれを踏まえた今後の在り方等に関する検討を進め、2020年2月に「新市場区分の概要等について」を公表しました。

日本取引所自主規制法人の上場審査部・上場管理部では、かねてより、その審査業務の現場において直面した具体的な事例から生じた問題意識等を踏まえ、随時、上場制度を所管する東証上場部との間で、制度の改善等に関する提案・意見交換等を行っており、今般の市場構造の在り方の検討においても、緊密な連携を行っています。そうした連携の中で、東証の2020年2月7日付「上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正」では、当法人における実際の審査事例等を踏まえ、一部指定申請時又は市場変更申請時の申請書類に虚偽の記載があり、本来なら一部指定又は市場変更に係る基準に適合していなかったことが明らかになった場合は、申請前の市場への指定替え又は市場変更を実施できる制度を創設するなどの改正が行われました。

今後も市場構造の在り方の見直しの検討状況を踏まえ、引き続き、関連部門との連携や制度変更の内容に即した適切な運用等、必要な対応を図ります。

2 総合取引所化をめぐる対応

2019年10月における(株)日本取引所グループと東京商品取引所（以下「TOCOM」といいます。）の経営統合を受け、金融からコモディティまで幅広い商品のワンストップでの取引を可能とするいわゆる総合取引所を実現するため、2020年7月を目途にTOCOMに上場する一部商品を大阪取引所に移管することが予定されています。

当該商品移管に伴い、大阪取引所の先物取引等取引参加者は、原則、取引所FX取引を除き、商品先物取引及び商品先物オプション取引（以下「商品先物等取引」といいます。）を含む全ての先物・オプション取引が可能になります。また、大阪取引所における既存の取引資格（先物取引等取引資格、国債先物等取引資格及びFX取引資格）とは別に、商品先物等取引を行うための取引資格（以下「商品先物等取引資格」といいます。）が新設され、大阪取引所に移管される商品の取引を行うTOCOM取引参加者（大阪取引所の先物取引等取引参加者を除く。）及び今後新たに商品先物等取引のみを行う者は、商品先物等取引資格の取得が必要となります。

これを受けて、大阪取引所及び当法人では、大阪取引所市場の公正性・信頼性確保の観点から、新設される商品先物等取引資格を取得するにあたっての審査基準を検討し、大阪取引所における既存の先物取引等取引資格の審査基準と同一とすることとしました。一方で、既存の取引参加者に関しても円滑な商品移管を実現する観点から、2019年7月30日時点におけるTOCOM取引参加者に対しては、財務基盤及び業務執行体制について経過措置を設けることといたしました。具体的には、業務執行体制のうち、一部の項目（態勢整備に時間を要すると考えられる売買管理態勢、リスク管理態勢、システムリスク管理態勢及び内部監査態勢）については、商品移管の日から1年を経過する日までの経過期間を設け、商品移管の段階において「必要な一定水準の業務執行体制が整備されていること」が確認できれば、経過期間終了の段階で実現すべき、現行

の大阪取引所の先物取引等取引参加者に求められている水準の業務執行体制を整備するための具体的施策を明示することを条件に、取引資格付与を認めることとしました。当該内容を含むパブリック・コメント「東京商品取引所から大阪取引所への商品移管等に伴う関連諸制度の整備について」は、2019年7月30日付で大阪取引所より公表されています。

商品先物等取引を行う既存の大阪取引所の先物取引等取引参加者及び新たに大阪取引所の商品先物等取引資格を取得するTOCOM取引参加者には、商品先物等取引に係る法令諸規則を適切に遵守するための経営体制・業務執行体制の整備が求められることとなります。そのため、来年度は、2020年7月の商品移管後に大阪取引所市場において商品先物等取引を行う取引参加者に対して、当該取引に係る管理態勢が適切に整備されているかを検証します。この際、商品移管に伴って新たに大阪取引所の商品先物等取引資格を取得する取引参加者に関しては、上記商品移管から1年後までの経過期間内に整備すべきとしている項目を中心に適宜モニタリングにより業務執行体制に係る整備状況を確認するとともに、必要に応じて改善を要請します。

上記の対応に加えて、商品先物等取引に係る不公正取引を抽出するための売買審査システムの改修や、当法人とTOCOMの間での売買審査ノウハウの共有など、当法人における商品先物等取引に関する適切な売買審査態勢の構築と、JPXグループ内での同一水準での売買審査の実施に向けた取組みを行いました。

III

2019年度の業務の実施状況

本章では、2019年度における自主規制業務（上場審査、上場管理、考査、売買審査等）の実施状況をご紹介します。

1 上場審査

1 上場審査業務の概要

東京証券取引所に上場を申請するまでに、上場を希望する会社は収益基盤の確立・強化や社内管理体制の整備などを行います。この過程においては、上場申請書類である推薦書を作成する主幹事証券会社や、財務諸表等の監査を行う公認会計士（監査法人）の指導・指摘を受けながら進めていくこととなります。

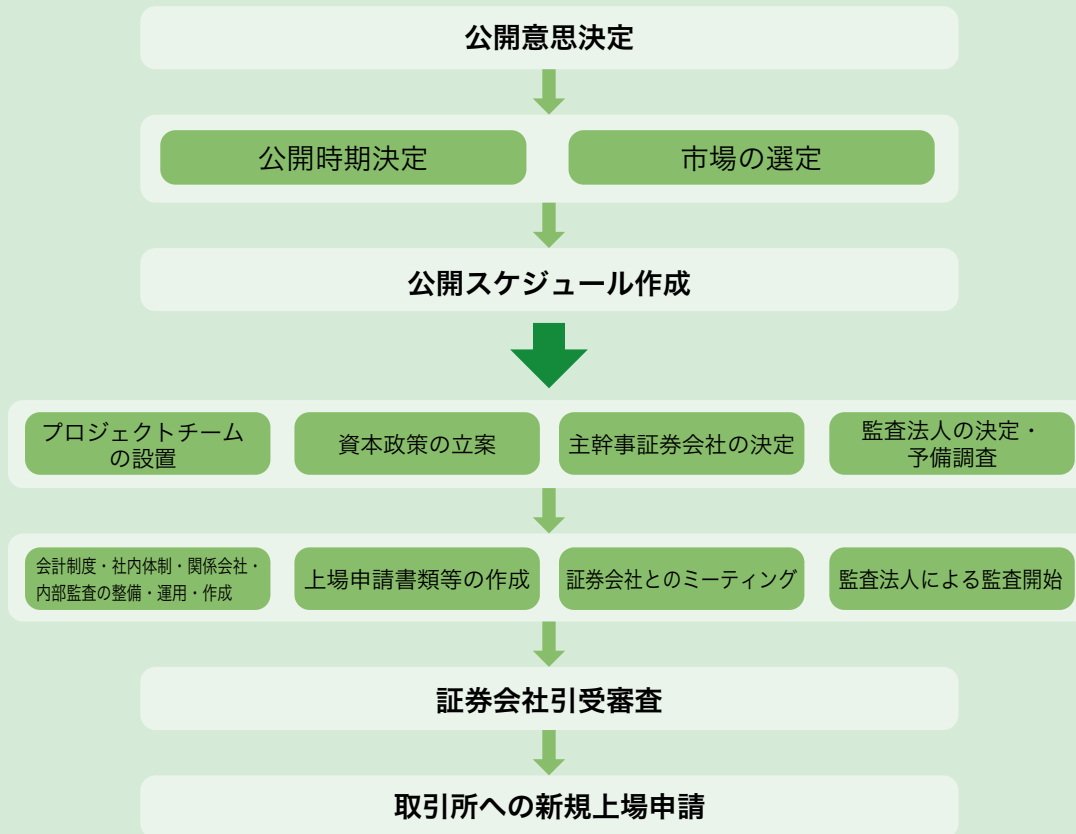
主幹事証券会社は、公開引受部などのコンサルティング部門が資本政策や社内体制整備のアドバイスを行います。一通り準備が整ったら、コンサルティング部門とは別の審査部門が客観的な立場で審査を行います。

審査部門は、推薦書作成のための審査や、上場に当たっての公募・売出し等を引受けるための会社内容の審査（引受審査）などを行います。この審査をパスしなければ、原則として、上場申請することができません。

監査法人は、財務諸表等について監査意見を表明するとともに、申請希望会社の会計処理及び内部管理体制などの改善すべき点の指摘も行います。監査法人からの指摘を踏まえて改善を行い、2決算期分の財務諸表について監査で「適正」意見をもらわなければ、原則として、上場申請することができません。

■ 参考：上場準備から上場申請までの一般的な流れ

◆ 上場準備～上場申請



以上のように、上場申請準備段階で、主幹事証券会社及び監査法人によるチェックを受け、上場申請準備が整ったところで、東京証券取引所へ上場申請を行います。

東京証券取引所への上場申請が行われた後は、当法人が上場会社としての適格性に関し、投資者保護の観点から、東京証券取引所の定める上場審査基準に基づき審査を行います。上場審査基準には、形式基準と実質基準があり、形式基準では上場までに充足しなければならない形式要件を定めており、実質基準では上場会社として必要な実質要件を規定しています。

【形式基準のポイント】

- ・円滑な流通と公正な価格形成を確保するための要件（株主数、流通株式数等）
- ・企業の継続性、財政状態、収益力等の面からの上場適格性を保持するための要件（事業継続年数、利益の額等）
- ・適正な企業内容を開示するための要件（有価証券報告書等に虚偽記載がないこと等）
- ・その他（株式事務代行機関の設置等）

【実質基準のポイント】

- ・企業の継続性及び収益性
- ・企業経営の健全性
- ・企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性
- ・企業内容等の開示の適正性
- ・その他公益又は投資者保護の観点から必要と認められる事項

これらの基準への適合状況を確認するため、申請書の確認、申請会社へのヒアリング、社長・監査役・独立役員との面談等を実施しています。

審査対象としては、本則市場（市場第一部・第二部）、マザーズ市場、JASDAQ市場及びTOKYO PRO Marketへの株券等の新規上場審査のほか、上場投資信託（ETF）・上場投資証券（ETN）、不動産投資信託証券（REIT）審査、上場市場の変更審査、テクニカル上場（既上場会社の合併や株式移転等により設立された会社の上場）規定の適用を受ける場合の上場審査等を行っています。

詳細は、ホームページをご覧ください

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/eligibility/index.html>

2 上場審査の実施状況

2019年度においては、214銘柄（注）の株券の審査を実施しました。

（申請日ベース、銘柄）

| 項目 | 2019年度 | 前年度比 |
|------|--------|------|
| 上場審査 | 214 | ▲40 |

（注）当該銘柄数は、市場第一・第二部、マザーズ、JASDAQ、TOKYO PRO Marketへの株券の新規上場申請（テクニカル上場申請を含む）のほか、市場第二部から第一部への指定審査及びマザーズから市場第一部等の上場市場の変更審査の申請数の合計を記載しております。

3 上場審査結果の状況

2019年度において、当法人の行った新規上場等に係る審査の結果、東京証券取引所にて新規上場等が行われた銘柄数は下表のとおりです。

Ⅰ 新規上場等銘柄数

| | | (銘柄) | | | (銘柄) |
|-----------------------|------------------|---------|----------------------|---------------|------|
| 新規上場 | | | 市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定 | | 17 |
| 株券 | | 102 (3) | 上場市場の変更 | | 29 |
| | 市場第一部 | 6 (2) | | マザーズから市場第一部 | 22 |
| | 市場第二部 | 13 (0) | | JASDAQから市場第一部 | 2 |
| | マザーズ | 66 (0) | | JASDAQから市場第二部 | 5 |
| | JASDAQ スタンダード | 8 (0) | | | |
| | JASDAQ グロース | 1 (1) | | | |
| | TOKYO PRO Market | 8 | | | |
| 債券等 | | 0 | | | |
| ETF・ETN | | 14 | | | |
| REIT・インフラファンド | | 2 | | | |
| TOKYO PRO-BOND Market | | 9 | | | |
| 有価証券オプション | | 0 | | | |

- (注) 1. 記載対象は、2019年度内に、東京証券取引所にて新規上場等が行われた銘柄。
 2. () 内の数字は、新規上場銘柄のうちテクニカル上場が行われた銘柄。
 3. 各項目の個別銘柄名は、「Ⅲ.6 銘柄一覧・[1](#)新規上場等銘柄」参照。

2019年度は、昨年度の状況を踏まえ、各幹事取引参加者に対して公開指導及び引受審査の徹底を要請したこともあり、6月以降は申請後に承認に至らなかった銘柄数が前年度を下回る水準で推移しましたが、2020年3月に公募・売出しの中止に伴う承認取消しが12件発生した影響もあり、株券の新規上場銘柄数は前年度からやや減少しました。また、市場第二部から市場第一部銘柄への指定及び上場市場の変更が大幅に減少しました。このような中、当法人では新規公開に係る業界関係者全体のレベルアップを目的として、関係諸機関との連携強化等を継続して行っています。具体的には、幹事取引参加者や監査法人との間では、上場基準改正や審査事例等をテーマとした研修会や意見交換会を実施しているほか、反社会的勢力と関係がある会社の上場を排除するための警視庁等との情報交換、国内の他の金融商品取引所との情報交換等を行っています。加えて、審査レベルの維持・向上を図ると同時に、環境変化に的確に対応すべく、審査マニュアルの充実等を実施しています。

④ 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、新規上場申請者の上場適格性に関し、私共の活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

(件)

| 区 分 | 件 数 | 前年度比 |
|----------------|-----|------|
| 新規上場申請等に係る情報提供 | 84 | +6 |
| その他 | 4 | ▲1 |
| 合 計 | 88 | +5 |

2 上場管理

1 上場管理業務の概要

金融商品は取引所市場に上場することで、広く投資者により売買されることとなります。当法人は投資者保護の観点から、上場する金融商品の投資対象としての適格性の維持を図るための審査を行っています。上場会社等による会社情報の適時開示や企業行動などの審査における観点は、以下のとおりです。

a 適時開示に係る審査

上場会社等による投資者への適時適切な会社情報の開示が、健全な金融商品市場の根幹をなすものであるとの認識の下、当法人では、その適正性を確保するための審査を行っています。

【適時開示に係る審査のポイント】

- ・開示の時期が適切か否か
- ・開示された情報の内容が虚偽でないかどうか
- ・開示された情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないかどうか
- ・開示された情報が投資判断上誤解を生じさせるものでないかどうか
- ・その他開示の適正性に欠けていないかどうか

b 企業行動規範に係る審査

上場会社等には、金融商品市場を構成する一員としての自覚を持ち、投資者の保護及び市場機能の発揮の観点から、適切な企業行動をとることが求められており、これが企業行動規範として有価証券上場規程に定められています。当法人では、企業行動規範のうち、「遵守すべき事項」に対する違反の有無について審査を行っています。

c 上場会社等に対する措置

上記の審査において有価証券上場規程への違反等が認められた場合、有価証券上場規程の実効性を確保するため、必要に応じて、特設注意市場銘柄への指定又は改善報告書の徴求、公表措置又は上場契約違約金の徴求の措置の実施（単独又は複数）を決定します。

d 上場廃止等に係る審査

上場適格性を喪失した金融商品が上場を継続している場合、投資者に不測の損害を与え、ひいては金融商品市場全体への信頼性を損なうことにつながりかねません。このような事態を避けるために、当法人では、有価証券上場規程に基づき、上場廃止基準への該当性について審査し、監理銘柄への指定や上場廃止が適当であるか否かを決定しています。

その他、市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えに係る審査なども行っています。

詳細は、ホームページをご覧ください。

- ・ 上場管理部の業務内容について

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/compliance/index.html>

- ・ 「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」について

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/preventive-principles/index.html>

- ・ 「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」について

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/principle/index.html>

- ・ 「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」について

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/equity-finance/index.html>

2 上場管理の実施状況

2019年度において、当法人の行った上場廃止に係る審査及び上場会社が行う会社情報の開示等に関する審査の状況は下表のとおりです。

(審査終了ベース、件)

| 項 目 | | 2019年度 | 前年度比 |
|--------------------|-----------------|--------|------|
| 1. 適時開示に係る審査（注1） | | 317 | ▲42 |
| 2. 企業行動規範に係る審査（注2） | | 261 | +23 |
| 3. 上場廃止に係る審査 | 形式基準に係る審査（注3） | 85 | + 8 |
| | 実質基準に係る審査（注4） | 0 | ± 0 |
| | 実質的存続性に係る審査（注5） | 76 | ▲34 |

- (注) 1. 不適正な情報開示が行われた際の審査件数。
 2. 企業行動規範における「遵守すべき事項」の遵守状況の審査件数。
 3. 株主数や時価総額などの形式的な上場廃止基準への抵触による上場廃止に係る審査件数。
 4. 虚偽記載や上場契約違反などの実質判断を要する上場廃止基準への抵触による上場廃止に係る審査件数。
 5. 上場会社が合併等を行う際の実質的存続性に係る審査件数。

3 上場管理結果の状況

審査の結果、上場廃止等及び措置が行われた銘柄数は、下表のとおりです。

2019年度に上場廃止となった株券は46銘柄で、その多くは上場会社による事業再編を背景とした完全子会社化、売渡請求等及び合併による上場廃止（44銘柄）でした。その他の形式基準に基づく上場廃止としては、時価総額が所要額未満となったことによるものでした。なお、実質的な審査に伴う上場廃止はありませんでした。

Ⅰ 上場廃止等銘柄数

| | | (銘柄) |
|------------------------|----|------|
| 上場廃止（注1） | | |
| 株券 | 46 | |
| 市場第一部 | 19 | |
| 市場第二部 | 12 | |
| マザーズ | 1 | |
| JASDAQ | 14 | |
| 有価証券オプション | 1 | |
| 債券等 | 4 | |
| ETF・ETN | 20 | |
| REIT | 1 | |
| カントリーファンド | 1 | |
| TOKYO PRO-BOND Market | 10 | |
| 市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え | 2 | |
| 実質的存続性の喪失 | 0 | |

Ⅱ 措置を行った銘柄数（注2）

| | (銘柄) |
|-------------|------|
| 特設注意市場銘柄の指定 | 4 |
| 改善報告書の徴求 | 7 |
| 公表措置 | 9 |
| 上場契約違約金の徴求 | 4 |

- (注) 1. 記載対象は、2019年度内に東京証券取引所で上場廃止等が行われた銘柄のうち、当法人において上場廃止等の審査を行ったもの。
2. 特設注意市場銘柄の指定の4銘柄は、上場違約金の徴求を併せて実施。
改善報告書徴求の7銘柄は、公表措置を併せて実施。
3. 各項目の個別銘柄名は、「Ⅲ.6 銘柄一覧・②上場廃止等銘柄及び措置を行った銘柄」参照。

4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、上場会社の不適正な情報の開示等に関し、私共の活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

(件)

| 区 分 | | 件 数 | 前年度比 |
|-------------|----------------|-----|------|
| 上場会社に係る情報提供 | 情報開示に係る情報提供 | 39 | + 3 |
| | 上場会社に係るその他情報提供 | 33 | ▲18 |
| その他 | | 4 | ▲ 9 |
| 合 計 | | 76 | ▲24 |

5 上場会社における規則違反等の未然防止に向けた取り組み

当法人は、有価証券上場規程の違反行為を未然に防ぐ活動も重要な業務と位置付け、上場会社向けセミナーの開催のほか、適時開示前の事前相談における問題点等の指摘、上場会社を訪問して内部管理体制等に関する意見交換、刊行物の発刊などの情報発信に積極的に取り組むとともに、外部の関係諸機関との情報連携などを行っています。

2019年度は、不祥事予防の取り組みを推進する立場にある役員等を対象に「事例で考え、実践する不祥事予防」と題するセミナーを開催しました（2019年12月3日）。当該セミナーでは上場会社の法務・コンプライアンス担当役員や危機管理・コンプライアンスに知見の深い弁護士を交えたパネルディスカッションを行い、近年の不祥事事例を踏まえた不祥事予防のための実践的な取り組み等についてご議論をいただきました。

また、企業法務実務担当者の情報交換等を行う会員組織である経営法友会の会員有志によって、2019年7月から、当法人の「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を題材として具体的な不祥事予防の取り組みを議論する「不祥事予防のプリンシプルに関する意見交換会」が開催され、当法人がオブザーバーとして参加しました。2019年11月7日には、同意見交換会の議論をもとに、意見交換会に参加した企業における具体的な取組内容等を紹介する「不祥事予防に向けた取組事例集」が公表されました。

3 考査

Ⅰ 考査業務の概要

投資者が取引所において上場有価証券等の取引を行う場合には、投資者は、取引参加者を介して取引所に発注を行う必要があります。そのため、取引参加者は、このように取引所市場へのアクセスにおいてまさに市場のゲートキーパーとしての役割を担っているため、取引所市場の信頼性確保に極めて重大な責任を有しています。

投資者からの注文が取引参加者により適切に受託され、執行されなければ、市場における公正な価格形成、円滑な流通を確保することはできず、また取引参加者が投資者に対して誠実に業務を遂行しなければ、投資者が安心して取引ができる市場は実現しません。

当法人では、わが国資本市場の公正性・透明性・信頼性を確保するため、マーケットに密接した自主規制機関としての特質を最大限に発揮し、以下の3項目を基本方針として考査（検査）を行っています。

a 取引所グループとしての専門性を発揮した考査の実施

マーケットに密接した自主規制機関として、国際的な規制の動向等の市場を取り巻く環境や諸課題を的確に把握するとともに、取引所の市場運営部門及びシステム部門並びに清算機関との連携を最大限活用し、市場の公正性と信頼性の確保のために専門性の高い考査を実施しています。

b 取引参加者の業務及び財産に係る継続的な分析の充実による実効的な考査の実施

●取引参加者の業務及び財産に係る継続的な分析の充実による情報収集態勢の強化

取引参加者の業務及び財産に係る継続的な分析（取引所市場での売買状況、業務及び財産の状況、開示情報、過去の考査結果、他機関の検査結果、清算に関する情報等の収集・分析）について、金融庁・証券取引等監視委員会とも緊密に連携し、強化を図っています。これにより、臨店考査に向けて取引参加者の業務及び財産に係るリスクの現状をよりの確に把握、分析しています。

●リスクに基づく考査先の選定

取引参加者に係る分析結果を総合的に勘案し、リスクが高いと認められた取引参加者を優先的に考査先に選定しています。

●深度のある考査の実施

取引参加者に係る分析結果に基づき、考査先の業態や個別の状況を踏まえ、リスクが高いと考えられる項目に焦点を当てて考査を行っています。実地考査においては広く経営陣や関係部門に対してヒアリングを行うこと等により、業務実態を多角的にかつより深く把握し、深度のある考査を実施しています。

c 取引参加者による内部管理態勢の強化に向けた対応

投資者層の高齢化や人口減少による国内市場の縮小に伴い、新規事業への取組みといったビジネスモデルの変化を進める取引参加者がみられています。そのほかにも、サイバー攻撃がより巧妙化・複雑化しており、取引参加者を取り巻くリスクは多岐にわたっており、取引参加者には様々な経営環境の変化に対応するための適切な内部管理態勢の整備が求められています。

当法人の考査においては、取引参加者のガバナンス体制（グループ会社との連携を含む）、リスク管理態勢

等に留意し、社内規程や社内組織等の枠組みについて、形式面に留まらず、法令諸規則を遵守し投資者の利益に適う業務運営が実質的に確保されているか検証を行っています。検証の結果、法令等に違反する行為や市場の運営に鑑みて不適当な業務の状況が認められた場合には、経営陣も含めた双方向の対話により不備の根本原因となった内部管理の状況を含めて認識を共有し、取引参加者における自律的な内部管理態勢の整備を促進しています。

なお、当法人は、取引参加者の業務において法令違反が認められ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、取引所による厳正な処分を行い、着実な改善に向けたフォローアップを行っています。

2019年度考査計画においては、「不公正取引の防止に係る売買管理態勢の整備状況」、「高速取引行為に係る管理態勢の整備状況」、「システムリスク管理態勢の整備状況」、「業務の状況等に応じたガバナンス体制及びリスク管理態勢の整備状況」、「IPOに係る引受審査態勢の整備状況」を重点考査項目として考査を実施しました。

当法人が実施している考査の種類は、下表のとおり「一般考査」、「フォローアップ考査」、「特別考査」の3つの形態があり、考査の方法としては、「実地考査」、「書類考査」があります。

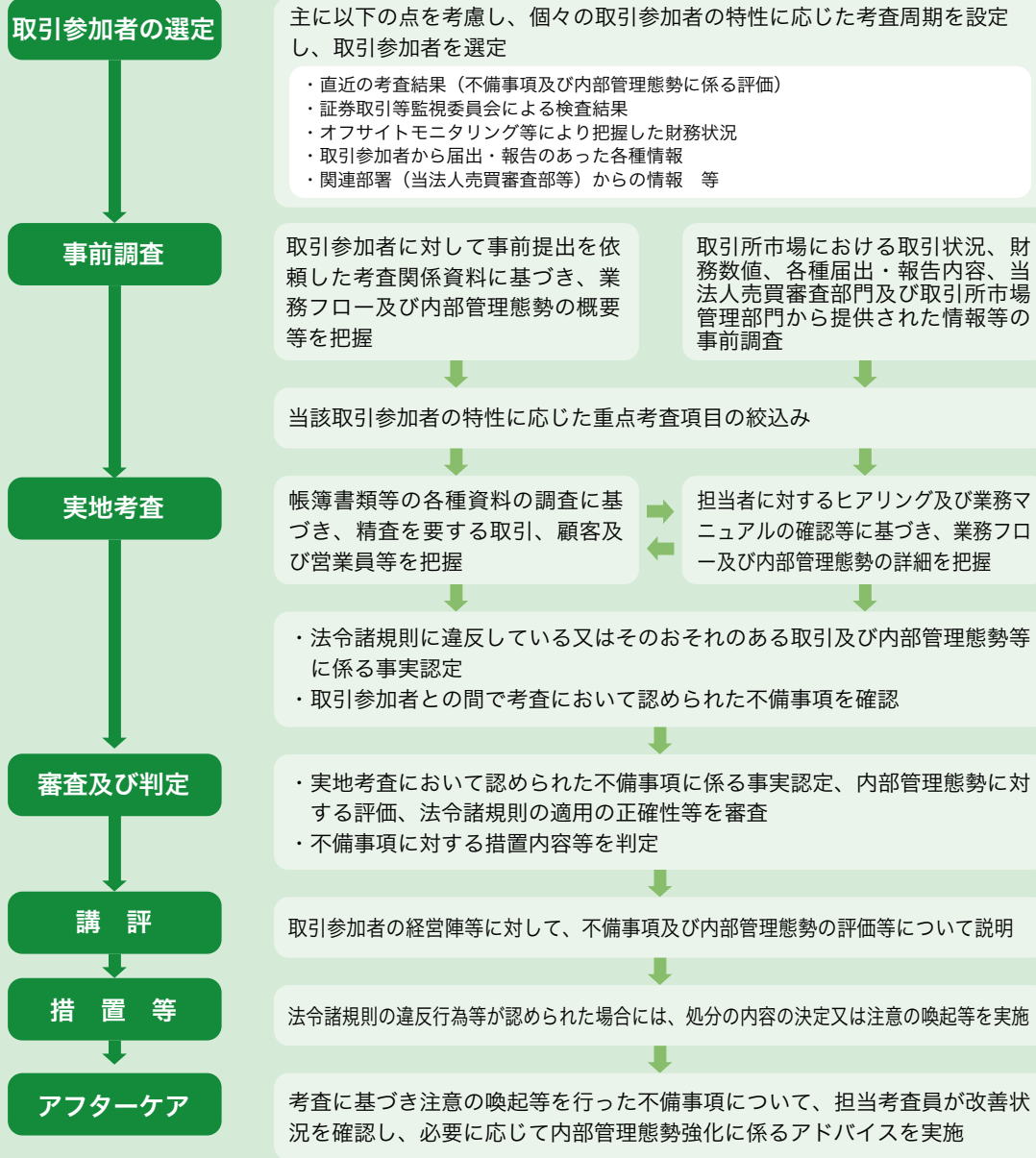
Ⅰ 考査の種類

| | 特 徴 |
|-----------|---|
| 一般考査 | 過去の考査結果や証券取引等監視委員会の検査結果等の内容に加え、前回考査からの経過日数等を勘案し、考査の必要性が高いと認められる取引参加者から順次実施する検査です。 |
| 合同検査 | 日本証券業協会と当法人が同時に臨店して一体的に行う検査です。 |
| 共同考査 | 各地取引所と連携して行う検査です。 |
| フォローアップ考査 | 考査終了後、必要に応じて1年程度以内に改善状況の確認を行う検査です。 |
| 特別考査 | 各種情報に基づき特定の事項にスポットを当てて行う検査です。 |

Ⅰ 考査の方法

| | 特 徴 |
|------|--|
| 実地考査 | 取引参加者の本店・支店の中から数店舗を選択し、当該店舗に臨んで行う考査です。ほとんどの考査はこの方法で行います。 |
| 書類考査 | 考査事項やその他の状況により、取引参加者から提出された各種資料で足りると判断される場合に、臨店を行わず、提出資料により行う考査です。 |

■ 考査のフロー



詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.jpjx.co.jp/regulation/maintaining/outline/index.html>

2 考査の実施状況

2019年度においては、取引参加者24社に対して考査を実施しました。各考査における臨店期間や考査員数は、取引参加者の業態や取引状況により異なりますが、総合取引参加者又は先物取引等取引参加者の一般考査の平均臨店日数は10.9日、1社当たり平均考査員数は7.0人となりました。

(社)

| 考査の種類 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 一般考査 | 28 | 32 | 24 |
| うち合同検査 | 27 | 32 | 22 |
| うち共同考査 | 9 | 7 | 5 |
| フォローアップ考査 | 3 | 1 | 0 |
| 特別考査 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 31 | 33 | 24 |

(注) 合同検査：日本証券業協会と当法人が同時に臨店して一体的に行う検査
共同考査：各地取引所と連携して行う検査

3 考査結果の状況

当法人は、取引参加者の考査の結果、法令諸規則に違反する行為等が認められた場合には、取引参加者に対して処分、勧告、注意の喚起、要請等の措置を行い業務の改善を求めています。

2019年度においては、「不公正取引の防止に係る売買管理態勢の整備状況」に関しては、不適切な絞り込み基準の導入により売買審査すべき取引を大幅に絞り込んでいる事例や、売買審査対象として抽出された取引の売買審査に不備が認められた事例が認められました。また、「システムリスク管理態勢の整備状況」に関しては、実効的なシステムリスク管理が不十分である状況、サイバーセキュリティに係る管理態勢が不十分である状況等が認められました。

a 不備指摘件数

(事案)

| 不備事項 | 事案数 | |
|-------------------------|---------|-------------------|
| | | うち処分、注意の喚起、勧告又は要請 |
| 1. システムリスクに関する管理不備 | 11 (5) | 6 (4) |
| 2. 不正取引防止に関する管理不備 | 7 (13) | 3 (10) |
| 3. 空売りに関する管理不備 | 6 (2) | 3 (1) |
| 4. 誤発注防止に関する管理不備 | 4 (2) | 3 (2) |
| 5. 法人関係情報に関する管理不備 | 3 (14) | 1 (4) |
| 6. 口座設定約諾書に関する不備 | 2 (2) | 0 (0) |
| 7. 売買等規制措置に関する不備 | 2 (0) | 1 (0) |
| 8. 先物・オプション取引の証拠金に関する不備 | 2 (0) | 2 (0) |
| 9. 帳簿書類に関する不備 | 1 (3) | 0 (2) |
| 10. 自己資本規制比率の算出に関する不備 | 1 (0) | 1 (0) |
| 11. 信用取引に関する不備 | 0 (2) | 0 (0) |
| 12. 上場適格性調査に関する不備 | 0 (1) | 0 (0) |
| 13. 社内検査・内部監査に関する不備 | 0 (1) | 0 (0) |
| 14. 約定訂正に関する不備 | 0 (1) | 0 (0) |
| 15. 取引所等への報告事項に関する不備 | 0 (1) | 0 (0) |
| 16. 社内ルール違反等 | 0 (1) | 0 (0) |
| 17. その他 | 1 (1) | 0 (1) |
| 合 計 | 40 (49) | 20 (24) |

(注) () 内の数字は、前年度の事案数。

b 考査の結果に基づく処分及び注意喚起等の状況

2019年度においては、取引参加者24社に対して考査を行い、うち11社に対して注意の喚起又は要請を行いました。

| 内 容 | 事案数 | 社数 |
|------------|-----|----|
| 処 分 | 0 | 0 |
| 勧 告 | 0 | 0 |
| 注意の喚起 | 11 | 9 |
| 担当理事による注意 | 0 | 0 |
| 考査部長による注意 | 4 | 4 |
| 担当考査員による注意 | 7 | 6 |
| 要 請 | 9 | 8 |
| 合 計 | 20 | 11 |

(注) 社数の合計は、複数の措置を受けた取引参加者があるため、計算上の合計とは一致しない。

2019年度の不備事項別の注意喚起等の状況は以下のとおりです。

(事案)

| 不備事項 | 処分 | 注意の喚起 | | | 勧告 | 要請 | 改善報告書 |
|-------------------------|----|-------|------|-------|----|----|-------|
| | | 担当理事 | 考査部長 | 担当考査員 | | | |
| 1. システムリスクに関する管理不備 | | | | | | 6 | |
| 2. 不公正取引防止に関する管理不備 | | | 2 | 1 | | | 3 |
| 3. 空売りに関する管理不備 | | | 1 | 1 | | 1 | 1 |
| 4. 誤発注防止に関する不備 | | | 1 | 2 | | | 2 |
| 5. 法人関係情報に関する管理不備 | | | | | | 1 | 1 |
| 6. 口座設定約諾書に関する管理不備 | | | | | | | |
| 7. 売買等規制措置に関する不備 | | | | | | 1 | |
| 8. 先物・オプション取引の証拠金に関する不備 | | | | 2 | | | |
| 9. 帳簿書類に関する不備 | | | | | | | |
| 10. 自己資本規制比率の算出に関する不備 | | | | 1 | | | |
| 11. その他 | | | | | | | |
| 合 計 | | | 4 | 7 | | 9 | 7 |

(注)「改善報告書」は、改善措置等について文書による報告を求めたもの。

4 処分の実施状況

当法人は、取引参加者に法令諸規則に違反する行為が認められた場合等で必要があると認めるときは、当法人の諮問委員会である規律委員会に諮問のうえ、東京証券取引所又は大阪取引所による処分（過怠金、戒告、売買等の停止若しくは制限又は取引資格の取消し）の内容の決定を行います。

2019年度においては、処分の内容は以下のとおりです。

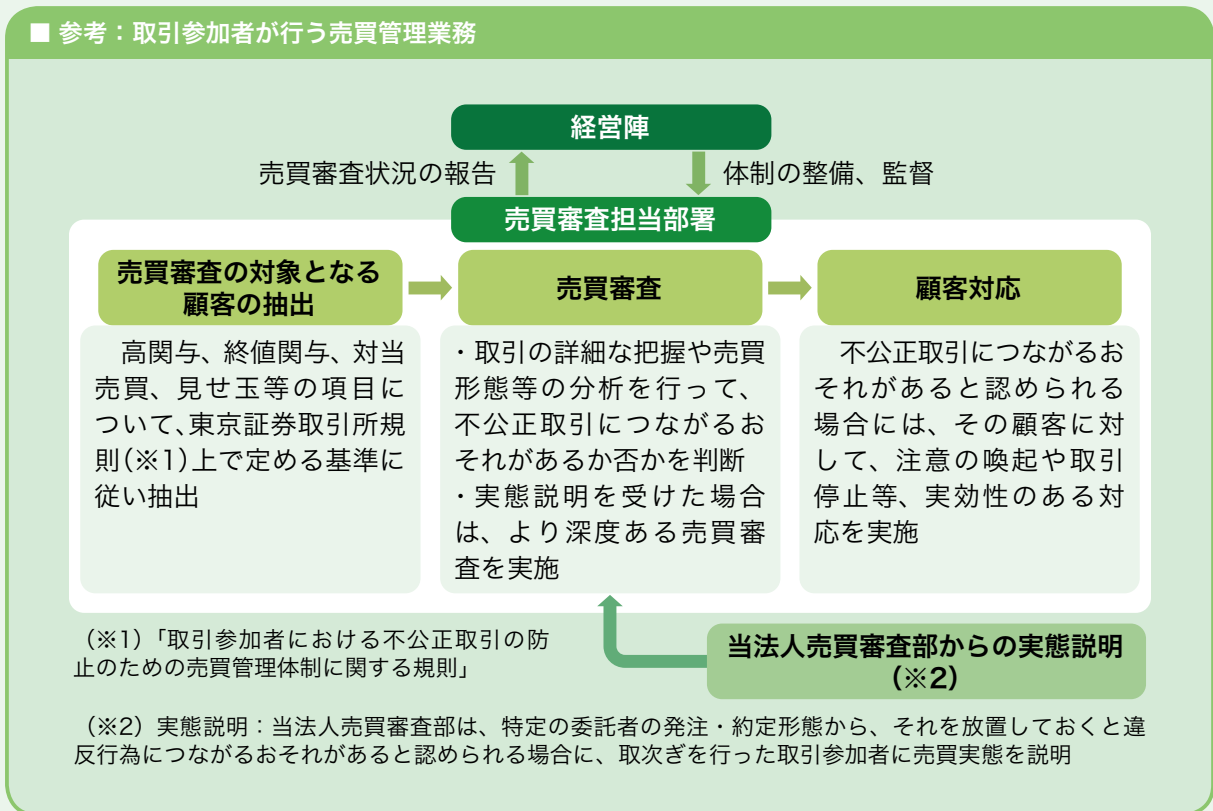
○考査に基づく処分

2019年度においては、考査の結果に基づく処分はありませんでした。

○行政処分に基づく処分

| 取引参加者名 | 法令違反の概要 | 処分の内容 | 処分の端緒 |
|-----------|--|--|------------------------------------|
| 野村證券 | ○「取引の信義則に背反する行為」に該当する行為 一部特定の顧客のみに、一部の者のみが知りえた市場構造に関する東京証券取引所における検討状況に係る情報を提供して勧誘する行為を行った。同社において認められた経営管理態勢・内部管理態勢が不十分な状況に起因して発生した当該行為は、法令に違反する行為ではないものの、投資者の保護に欠け又は取引の公正を害する行為であり、東証市場の運営に鑑みて、東証の信用を失墜し、東証及び東証の取引参加者に対する信義に背反する行為である。 | 〈東京証券取引所〉 過怠金1,000万円 (業務改善報告書の提出を請求) (2019年8月28日) | 金融庁による 業務改善命令 2019年 5月28日 |
| シティグループ証券 | ○売買管理が十分でないと認められる状況 売買審査に関して、不公正取引の疑いがあるとしてアラートが集中して発生しているトレーダーがいるにもかかわらず、当該トレーダーに対する取引意図の確認や取引内容の分析などについて深度ある対応が行われていない等、市場デリバティブ取引に係る売買管理態勢に不備がある状況が認められた。こうした売買管理態勢の下、同社では、グループ会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドによる大阪取引所に上場する長期国債先物に係る相場操縦取引を受託・執行し、当該不公正取引を看過している状況が認められた。 | 〈大阪取引所〉 過怠金2,000万円 (業務改善報告書の提出を請求) (2019年8月28日) | 金融庁による 業務改善命令 2019年 6月7日 |

■ 参考：取引参加者が行う売買管理業務



5 取引資格取得及び取引参加者の合併等に関する審査

当法人では、東京証券取引所及び大阪取引所へ取引資格取得の申請を行った金融商品取引業者等に対する取引資格の取得の承認に関する審査を行っています。

| 取引資格取得日 | 社名 | 承認事項 |
|------------|---|-------------------------------|
| 2019年10月7日 | Citadel Securities (Hong Kong) Limited | 東京証券取引所の取引資格取得 (リモート取引参加者) |

また、取引参加者による一定規模以上の合併等の組織再編行為の承認に関する審査を行っています。

| 合併等期日 | 社名 | 承認事項 |
|------------|-------|------|
| 2020年3月13日 | 野村証券株 | 合併 |

6 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、証券会社（取引参加者）の法令遵守に関し、私共の活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

| 区分 | 件数 | 前年度比 |
|--------------|----|------|
| 取引参加者に係る情報提供 | 3 | ▲1 |
| その他 | 0 | ±0 |
| 合計 | 3 | ▲1 |

(件)

7 審査員の審査スキル向上に向けた取組み

当法人では、より深度ある実効的な審査を実施する観点から、審査員の審査スキルの向上のための取組みを実施しています。各審査員の審査項目ごとのスキルを一覧化し、審査チーム編成に当たってこれを活用することにより、参加者の業態に合わせた実効的な審査体制を実現するとともに、審査員の審査スキル育成を推進する体制を構築したほか、審査員の公認内部監査人（CIA）及び公認情報システム監査人（CISA）等の資格取得を積極的に推進しています。

4 売買審査

1 売買審査業務の概要

当法人では、現物市場・デリバティブ市場において公正性・信頼性確保のため、不公正取引（相場操縦やインサイダー取引）が行われていないか日々チェックしており、これらの活動を「売買審査」と呼んでいます。

当法人は以下の流れで売買審査を実施しています。

a 《ステップ1》調査銘柄の抽出

株価や売買高等の動向に対して不自然と思われる取引をシステムにより抽出するほか、取引所マーケット部門や外部からの情報提供をもとに、調査する銘柄を抽出します。

また、法令上の重要事実が公表された銘柄で、開示前後の株価の動向が不自然な銘柄を調査銘柄に抽出します。

b 《ステップ2》調査・審査

取引参加者に対しては委託者の売買データ、上場会社に対しては重要事実の公表経緯の報告書等の提出を依頼します。これらの情報をもとに、相場操縦審査の場合には発注・約定形態の分析を行い、インサイダー取引審査の場合は会社関係者等の取引の有無や重要事実の公表から見て、タイミングの良い売買がされていないかどうかの調査を行います。

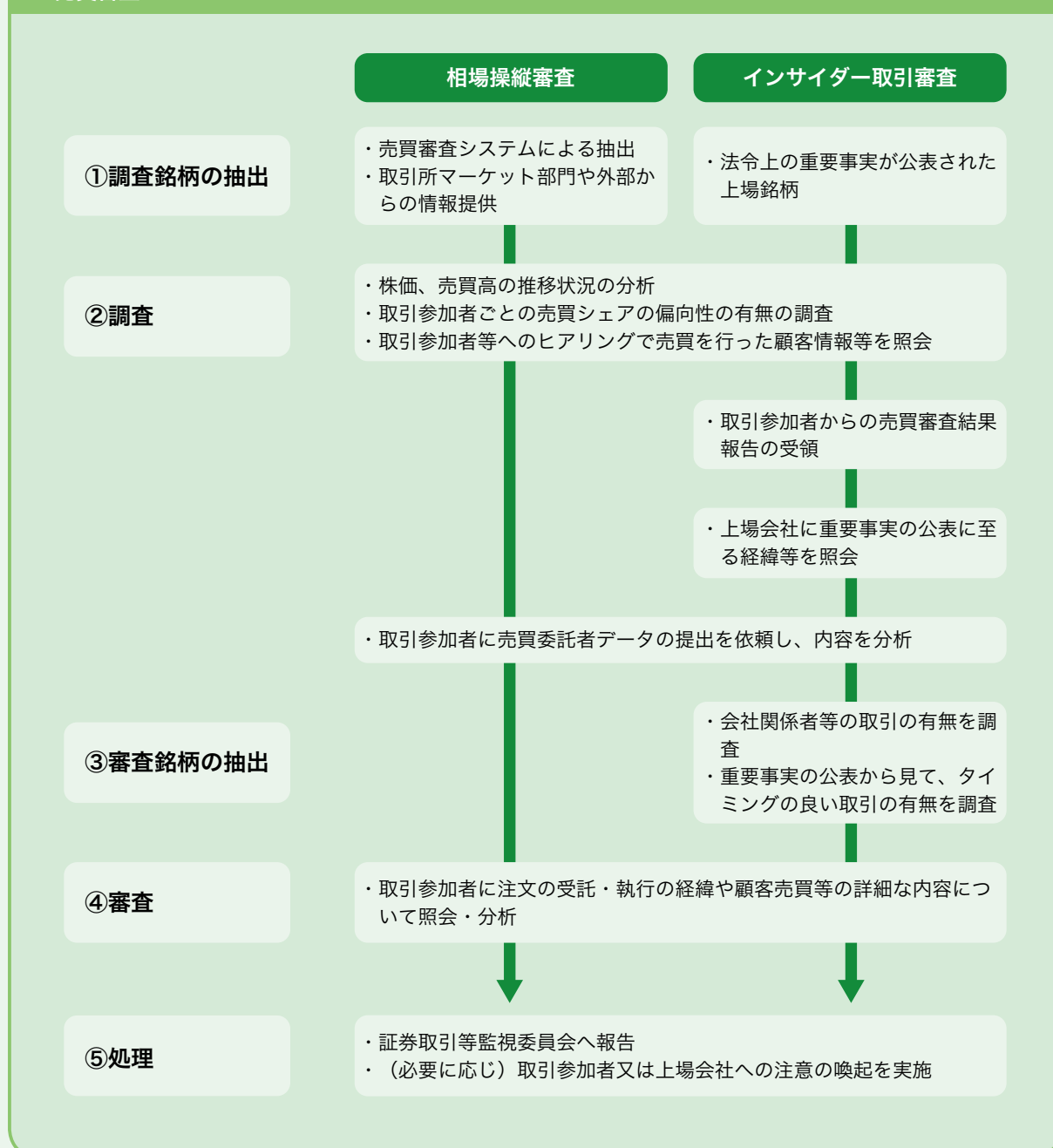
こうした調査の結果、より詳細な分析が必要な事案については審査銘柄として抽出します。その後、取引参加者に対してさらに照会を行うなどした上で、これらの情報を総合的に分析し、不公正取引又はそのおそれのある取引がないか判断を行っています。

c 《ステップ3》処理

審査を実施した場合、すべての事案について、その結果を証券取引等監視委員会に報告しています。こうした連携により、当法人は証券取引等監視委員会における市場監視活動をサポートしています。

また、審査の結果、取引参加者に法令諸規則に対する違反行為又はそのおそれのある行為が認められた場合、あるいは上場会社に法令に対する違反行為又はそのおそれがある行為やインサイダー取引未然防止のための社内管理体制が不十分であると認められた場合には、注意の喚起などを行い、改善を促します。

■ 売買審査のフロー



2 売買審査の実施状況

売買審査は、問題のありそうな事案をふるいにかける「調査」のレベルと、「調査」の結果、問題がありそうだと判断された事案について、詳細な分析を行う「審査」のレベルの2つに分かれています。

調査の対象銘柄は、増資、合併、解散等、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な会社情報が公表された銘柄や、価格又は売買高の変動に不自然な状況が認められる銘柄等であり、これらについて、価格・売買高の動向及び取引参加者の売買状況等を分析し、必要に応じて取引参加者等に対して事情聴取を行うなどの調査を行っています。2019年度においては、このような調査の件数は、2,729件となっています。

また、更に詳細な分析が必要と認められる銘柄については、必要に応じて取引参加者に対して注文の受託・執行の経緯や委託者の詳細な情報等について事情聴取を行うなどの審査を行っています。2019年度においては、このような審査の件数は、167件となっています。

なお、2019年度における調査・審査件数の内訳は以下のとおりです。

(件)

| 区 分 | 調査件数 | | 審査件数 | | |
|--------------------------|---------------|-------|--------|------|----|
| | 2019年度 | 前年度比 | 2019年度 | 前年度比 | |
| イン サイ ダー 取 引 | 増 資 | 59 | ▲43 | 23 | +2 |
| | 減 資 | 8 | +7 | 1 | +1 |
| | 自己株式取得 | 187 | +96 | 8 | +6 |
| | 株式分割 | 63 | ▲75 | 4 | ▲5 |
| | 配当異動 | 312 | ▲65 | 8 | ▲4 |
| | 合 併 | 1 | ±0 | 2 | +2 |
| | 業務提携 | 66 | ▲25 | 15 | ▲3 |
| | 業務遂行の過程で生じた損害 | 84 | +5 | 2 | ▲6 |
| | 主要株主の異動 | 4 | ±0 | 0 | ±0 |
| | 決算に関する情報 | 510 | +22 | 23 | +9 |
| | その他重要事実 | 203 | +32 | 44 | ▲3 |
| | 小 計 | 1,497 | ▲46 | 130 | ▲1 |
| | 相場操縦（株価変動等） | 948 | +23 | 36 | ▲9 |
| デリバティブ関係 | 284 | ±0 | 1 | ±0 | |
| そ の 他 | 0 | ±0 | 0 | ±0 | |
| 合 計 | 2,729 | +8 | 167 | ▲10 | |

(注) 調査・審査の件数は、調査・審査が終了した時点でカウントしたものの件数。審査した案件については、審査件数としてカウントし、調査件数としてはカウントしていない。

3 売買審査結果の状況

a 取引参加者に対する注意の喚起

売買審査の結果、取引参加者の行為が法令諸規則に違反している又は違反のおそれがあると認められる場合には、不公正取引の再発防止又は未然防止の観点から、必要に応じ、取引所規則等に基づき、取引参加者に対して処分の内容の決定や注意喚起等の措置を行っています。更に、事案の内容から必要と判断される場合には、併せて改善措置等についての文書による報告を求めています。2019年度においては、取引参加者に対する注意喚起は認められませんでした。

この他、取引参加者の注文受託行為について直ちに問題がある、あるいは不公正取引の疑いがあるわけではないものの、特定の委託者等の発注・約定形態から、それを放置しておくとする将来的に違反行為につながるおそれがあると認められる場合など不公正取引の未然防止の観点から必要と認める場合には、取引参加者に対して売買実態の説明（実態説明）を行っています。2019年度においては412件の取引に関して実態説明を行いました。

b 上場会社に対する注意の喚起及び社内体制に係る再点検要請

上場会社の行為が法令諸規則に違反している又は違反のおそれがあると認められる場合や、インサイダー取引の未然防止のための社内管理体制が十分でない認められる場合などには、社内管理体制の整備・改善を促す観点から、上場会社に対して注意喚起を行っています。更に、事案の内容から必要と判断される場合には、併せて改善措置等についての文書による報告を求めています。2019年度においては、下表のとおり上場会社に対して11件の注意喚起を行いました。

また、当法人は、上場会社等の役職員がインサイダー取引規制に違反したとして行政庁から課徴金勧告等がなされた場合に、当該上場会社に対して社内体制に係る再点検を実施するよう求めることとしております。2019年度においては、下表のとおり5件の再点検の実施を求めました。

この他、インサイダー取引の未然防止体制の充実を促す目的で、上場会社に対して13件の売買実態の説明を行いました。

1 上場会社に対する注意喚起及び再点検要請の件数

(件)

| | |
|---------------|---------|
| 上場会社に対する注意喚起 | 11 (11) |
| 担当事による注意喚起 | 0 (0) |
| 売買審査部長による注意喚起 | 2 (2) |
| 統括課長による注意喚起 | 9 (9) |
| 担当者による注意喚起 | 0 (0) |
| 上場会社に対する再点検要請 | 5 (5) |

(注) () 内の数字は、改善措置等について文書による報告を求めた件数。

4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、インサイダー取引や相場操縦などの不正取引に関し、私共の活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

1 情報受付件数

| 区 分 | 件 数 | 前年度比 |
|----------|-----|------|
| 相場操縦 | 629 | ▲93 |
| インサイダー取引 | 14 | ▲42 |
| 銘柄一般情報 | 0 | ±0 |
| その他 | 0 | ±0 |
| 合 計 | 643 | ▲135 |

5 マーケットの変化に即した売買審査体制の強化

情報処理・情報通信技術の飛躍的な発展を背景として、機関投資家を中心に投資・運用に係る技術革新が進み、金融商品市場の市場構造にも大きな変化が見られます。その最も特徴的なものがアルゴリズム取引やHFTと呼ばれる取引の出現・拡大です。

当法人では、一般の投資者を含む幅広い投資者がJPXグループの開設する市場において安心して取引していただけるよう、アルゴリズム取引やHFTの拡大への対応を進めています。具体的には、2018年4月から高速取引を行う者に関する登録制が導入されたことにより、実際に注文を発注している投資主体の動向を把握しやすくなったこと等を踏まえ、こうした情報を活かした新たな売買審査手法の開発・導入を進めています。

また、当法人では、売買審査に係る各種システムの機能拡充を進めており、2018年3月から人工知能技術の現物取引に係る売買審査業務への導入を開始し、2019年度においては、人工知能による算出結果の継続的な検証や更なる精度向上に向けた取組みを実施し、売買審査業務のより一層の効率化・精緻化に役立っています。

6 証券業界全体としての不公正取引未然防止能力の向上

昨年度実施した取引参加者との意見交換により明らかとなった取引参加者の課題である売買管理部門の人材育成をサポートする目的で、取引参加者の売買管理実務担当者を対象とした「COMLEC売買審査カレッジ」を2019年4月から12月にかけて開講しました。当カレッジでは、売買管理業務に関する基礎的な知識が得られるようプログラム内容を構成しました。今後も引き続き、当取組みを通じ、売買管理業務担当者のスキルの向上ひいては証券業界全体の不公正取引の未然防止能力の向上に貢献していきます。

また、大阪取引所デリバティブ市場において、取引参加者が自己取引による不公正取引を行い行政処分を受ける事例や、市場デリバティブ取引に係る売買管理体制の不備により行政処分を受ける事例が発生したことを踏まえ、取引参加者に求められる売買管理体制の明確化を目的として、大阪取引所規則において「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」を制定しました（2020年1月14日規則公表、2020年4月1日規則施行）。

その他、取引参加者に対して、セミナー等を通じて不公正取引事例を紹介するなど、取引参加者の不公正取引の未然防止能力向上のためのサポートを実施しました。

7 大阪取引所における商品デリバティブ市場開設に対応した売買審査態勢の構築

2019年10月の日本取引所グループと東京商品取引所（以下「TOCOM」といいます。）の経営統合に伴い、TOCOMに上場する一部商品が大阪取引所に移管され、大阪取引所に商品デリバティブ市場が開設されることから、当法人では、TOCOM市場の不公正取引に関する過去事例含め監視・審査実務に係る調査や、商品デリバティブの売買審査に必要な売買審査システムの改修など、商品デリバティブに関する適切な売買審査態勢の構築に向けた取組みを実施しました。市場開設本番に向け、今後も態勢構築に向けた取組みを継続するとともに、TOCOMとも連携し、日本取引所グループ全体での同一水準の売買審査機能の発揮に向けた取組みを推進していきます。

8 海外規制当局等との連携強化等の取組み

海外の自主規制機関が多数加盟する市場間監視グループ（ISG）の総会へ参加し、市場監視分野に係る最新の動向について積極的に情報交換を行っております。2019年においては、9月にシンガポールにて開催された総会へ出席し、売買審査・考査に係る情報交換及び国際的な連携強化に努めました。

9 マーケットの公正性確保に関する取組みに係る広報活動の推進

当法人では、JPXグループにて開設する市場の信頼性向上につなげることを目的として、マーケットの公正性確保に関する取組みを紹介するための広報活動を推進しています。

2019年度においては、各種メディア取材対応を実施したほか、カンファレンスにおいても講演を実施し、マーケットの公正性確保に関する取組みに関する対外的な情報発信を積極的に行いました。

5 上場会社・取引参加者等へのコンプライアンス支援活動等

当法人は、不公正取引の未然防止や取引参加者の健全性の維持・向上に向けて、コンプライアンス研修センター「COMLEC」を設置するなど、上場会社及び取引参加者等に対して積極的にコンプライアンス支援活動を行っています。

1 コンプライアンス研修センター「COMLEC」等について

当法人は、上場会社及び取引参加者のコンプライアンス支援を推進することを目的とした「COMLEC」（コムレック：Compliance Learning Center）を設立しています。COMLECでは、コンプライアンス支援活動として、各種コンプライアンスセミナーの開催、各社への研修講師派遣及びeラーニング等研修ツールの提供等を行っています。また、COMLEC以外にも、主に上場会社の代表者、コンプライアンス担当役員さらに監査役の方を対象に毎年その折々に証券市場を取り巻く環境を踏まえ、上場会社の関心の高いテーマを定め、当該分野の専門家を講師としたセミナーを開催しています。

今後も活動の幅を拡充させるとともに、より質の高いサービスを提供していきます。



2 COMLEC等の活動状況

a コンプライアンス関連セミナーの開催

COMLECでは、主に上場会社や取引参加者の役職員を対象として、金融商品取引に関するコンプライアンスセミナーを開催しています。

これらセミナーにおいては、当法人が日頃の自主規制業務を通じて得た生の事例・経験を基に、上場会社や取引参加者の実務に直結した最新のコンプライアンス関連トピックを分かりやすく解説しています。

各種セミナーの様子は、ホームページをご覧ください。

<https://www.jpex.co.jp/regulation/seminar/index.html>

I COMLEC主催セミナー等

| 開催日 | 内 容 |
|-----------------------------|---|
| 2019年4月～2020年2月 (東京、大阪他) | 「企業担当者のためのインサイダー取引規制セミナー」(約2,400名参加) 上場会社や証券会社の役職員のインサイダー取引規制に対する理解促進をサポートすることを目的に、東京証券取引所・大阪取引所にて基礎編及び実務編のセミナーを計38回開催しました。また、同様のセミナーを新宿で4回、名古屋で2回、福岡で1回開催しました。 |
| 2019年4月9日(東京)、 11日(大阪) | 「考査実務者セミナー」(約150名参加) 取引参加者のコンプライアンス担当者に対して、法令諸規則の理解向上等を目的に、本年度の考査計画、法人関係情報管理態勢の不備事例、不公正取引防止に係る管理及びサイバーセキュリティに係るリスク管理等について解説しました。 |

b コンプライアンスセミナーの開催・研修講師派遣

COMLECは、法令諸規則遵守の徹底を図る観点から、上場会社や取引参加者等からの要請に応じて、コンプライアンスに関する社内研修等の講師として当法人の社員を派遣しています。

売買審査関連の研修では、上場会社や取引参加者等のニーズに合わせてインサイダー取引や相場操縦に関する規制のほか、判例や当法人で実際に認められた売買審査事例等も交えて解説しています。

一方、考査関連の研修においては、取引参加者からの個別の御要望を踏まえ、各社の役職員に対し、実際に認められた違反事例を紹介しながら、その解決策や、未然に防止するための適切な社内管理体制の構築方法について解説しています。

2019年度においては、上場会社等に対して延べ322回(前年度380回)の講師派遣を行うとともに、上場会社等の管理担当者を対象としたインサイダー取引規制セミナーを東京はじめ全国主要都市にて計45回開催しました。取引参加者に対しては、インサイダー取引規制や考査で認められた不備事例の解説等をテーマに延べ22回の講師派遣を実施しました。

I 講師派遣実績

| 証券会社 | |
|----------|-------------|
| ANZ証券 | 三田証券 |
| 極東証券 | だいこう証券ビジネス |
| 山和証券 | GMOクリック証券 |
| ニュース証券 | 西村証券 |
| ライブスター証券 | AlpacaJapan |
| OKプレミア証券 | JPモルガン証券 |
| 東海東京証券 | 三晃証券 |
| ゆたか証券 | リーディング証券 |

| 上場会社等 | |
|------------------------|------------------|
| ハイアス・アンド・カンパニー | クイック |
| 兼松エレクトロニクス | アイモバイル |
| ファーマライズホールディングス | 明光ネットワークジャパン |
| 宝印刷 | アドバネクス |
| OSJBホールディングス | アルフレッサ ホールディングス |
| ネクシィーズグループ | ヴィスコ・テクノロジーズ |
| 長瀬産業 | 東洋合成 |
| いい生活 | ジール |
| コプロ・ホールディングス | ティラド |
| 東京電力 | マーベラス |
| ジャパンエレベーターサービスホールディングス | 共和コーポレーション |
| 共英製鋼 | アウンコンサルティング |
| うるる | ファイバークート |
| 西松屋チェーン | ビーロット |
| デジタル・インフォメーション・テクノロジー | バルマ |
| ベガコーポレーション | テノホールディングス |
| 共同印刷 | Abalance |
| スマレジ | LINE Financial |
| 日本郵船 | 神戸株式会社務研究会 |
| オウケイウェイヴ | グローバル・リンク・マネジメント |
| オンコリスバイオファーマ | スタジオアタオ |
| 石光商事 | 長谷工コーポレーション |
| M&Aキャピタルパートナーズ | タカラアセット |
| セキド | ACCESS |
| セルシード | フジコー |
| いであ | 乾汽船 |
| テックポイントジャパン | TOYO TIRE |
| ジャパンインベストメントアドバイザー | リーガル不動産 |
| マルマエ | ミズホメディー |
| ダスキン | NATTY SWANKY |
| LCホールディングス | オムロン |
| プロネクサス | 双日リートアドバイザーズ |
| マネジメントソリューションズ | あさくま |
| ビックカメラ | ワタベウェディング |
| スズデン | 白鳩 |
| モルフォ | シンバイオ製薬 |
| ニッポン高度紙工業 | 三菱商事 |
| ヤマトホールディングス | サイコム・ブレインズ |
| サイバーリンクス | 大丸エナウイン |
| カイカ | プロレド・パートナーズ |

ほか

c 刊行物の発刊、eラーニング研修サービス

COMLECでは、金融商品取引に係る法規制の解説や事例紹介などを通じて、上場会社・証券会社等の役員や広く一般投資者の皆様に対して、金融商品取引に関するコンプライアンス関連の知識を習得していただくために、刊行物の発刊やコンプライアンス研修サービスの提供を行っています。

また、COMLECは、上場会社や取引参加者の役員、その他投資者等の市場利用者を対象とした証券教育活動の一環として、インターネットを利用した「eラーニング研修サービス」を提供しています。本サービスは、スマートフォン及びタブレット等のモバイル機器での受講が可能で、遠隔地や多忙な役員などを含め役員全員への研修として最適で利便性の高いコンプライアンス研修ツールであるとともに、各企業の研修の担当者が受講者ごとの学習状況を確認することが可能なことから、実効性のある高い学習効果が期待できるとして、これまでに多くの方にご利用いただいています。2019年度は、行政庁から課徴金勧告等が行われた近時の事例を追加しました。

サービスの詳細や申込方法等については、ホームページをご覧ください。

①インサイダー取引規制eラーニング

<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/seminar/e-insider/index.html>

②取引参加者向けeラーニング

<https://www.jpx.co.jp/regulation/preventing/activity/index.html>

| 講座タイトル | 対象 | 学習時間 | 内容 |
|--|--------------------|------|--|
| こんぶらくんの インサイダー取引規制入門① ～インサイダー取引の基礎知識～ | 新入社員を含む社会人全般 | 20分 | 「インサイダー取引とは何か」を学ぶためのコースです。インサイダー取引について、漠然としたイメージしかお持ちでない方にも理解いただけるよう、何が規制されるのか、なぜ規制されるのかといったところから解説しています。 【2019年度版】 |
| こんぶらくんの インサイダー取引規制入門② ～インサイダー取引規制の内容～ | 主に上場会社、証券会社等の役員 | 20分 | インサイダー取引規制の内容について、上場会社の役員が持っておきたい知識をまとめたコースです。4つのキーワードを中心に、インサイダー取引規制が及ぶ範囲を説明しています。 【2019年度版】【英語版】 |
| こんぶらくんの インサイダー取引規制入門③ ～間違いやすいポイントとケーススタディ～ | 主に上場会社、証券会社等の役員 | 20分 | インサイダー取引規制について一定の知識があることを前提に、会社関係者に該当する方が注意すべきポイントをまとめたコースです。具体的な事例を交えて、より実務的なポイントを解説しています。 【2019年度版】 |
| 実務担当のための インサイダー取引 未然防止のポイント | 主に上場会社の役員や管理部門担当者 | 15分 | インサイダー取引未然防止のため、個人としてはなく上場会社として注意すべきポイントをまとめたコースです。ケーススタディを交えて上場会社のあるべき管理体制についての考え方を解説しています。 |
| こんぶらくんの インサイダー取引規制 ～REITに関する規制の留意点～ | 主に上場投資法人、証券会社等の役員 | 15分 | REITに関するインサイダー取引規制の内容を学習するためのコースです。REITに関する規制の内容を、株式会社と比較したときの投資法人の特殊性からくるポイントとあわせて解説しています。 |
| こんぶらくんの 株価操作規制入門① | 主に証券会社の営業担当者・新入社員等 | 25分 | 金融商品取引法による株価操作（相場操縦）規制の内容を基礎から学習するコースです。どのような行為が株価操作規制により禁止されているのかを具体的な事例を挙げて解説しています。 |
| こんぶらくんの 株価操作規制入門② | 主に証券会社の営業担当者・新入社員等 | 20分 | 金融商品取引法による株価操作（相場操縦）規制の内容を基礎から学習するコースです。入門①から引き続き、違法な株価操作に対する罰則等の解説のほか、理解を深めるためのケーススタディを多く盛り込んでいます。 |

d 刊行物の発刊

COMLECが発刊する主なコンプライアンス関連刊行物は以下のとおりです。i)～ii)については、ホームページ (<https://www.jpx.co.jp/learning/tour/books-brochures/index.html>) 等を通じて販売しています。また、iii)～iv)については、ホームページ (<https://www.jpx.co.jp/regulation/public/index.html>) に掲載しています。

| 刊行物名 | 概要 |
|---|---|
| i) 内部管理用ケーススタディハンドブック | 取引参加者から寄せられた問合せ事項等の中から、関心の高い事例等をQ&A形式で取りまとめた冊子です(2014年4月改訂)。 |
| ii) こんぷらくんのインサイダー取引規制Q&A (金融商品取引法2013年改正対応版) | インサイダー取引規制の基本的内容をQ&A方式で取りまとめたインサイダー取引規制のバイブルです。 |
| iii) 内部者取引防止規程事例集 | 第2回全国上場会社インサイダー取引管理アンケートの際に東証上場会社348社の皆様から任意で提供いただいた内部者取引防止規程を分析した事例集です。 |
| iv) 第4回全国上場会社インサイダー取引管理 アンケート調査報告書 | 全国の上場会社を対象に、インサイダー取引管理に関するアンケート調査を実施し、御協力いただいた1,990社の上場会社の回答を分析して調査報告書を取りまとめ、2016年10月各取引所のウェブサイトに公表いたしました(全国取引所共同実施)。 |

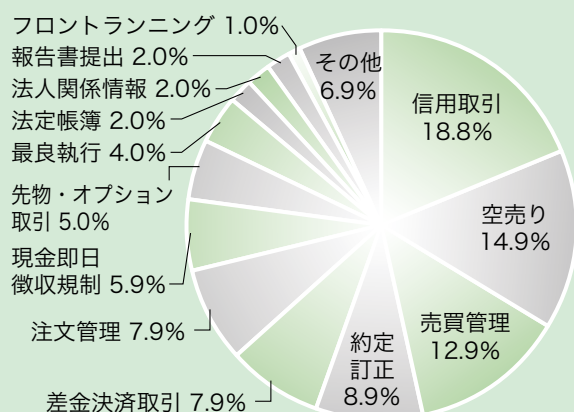
③ 上場会社・取引参加者等からの相談受付

考査部では、取引参加者等から証券取引に係る法令諸規則について、売買審査部では、上場会社や取引参加者等からインサイダー取引や相場操縦取引に関する規制について、それぞれご相談を受け付け、質問に回答しています。

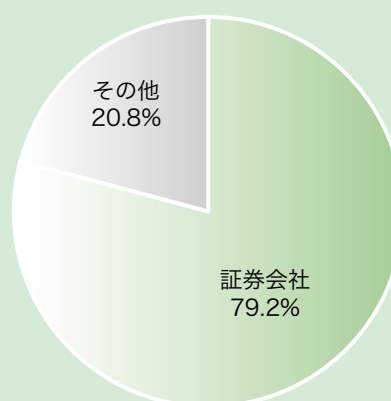
2019年度においては、考査関連で101件、売買審査関連で559件の問合せがありました。相談受付の状況は下表のとおりです。

■ 考査関係

・ 問合せ内容内訳

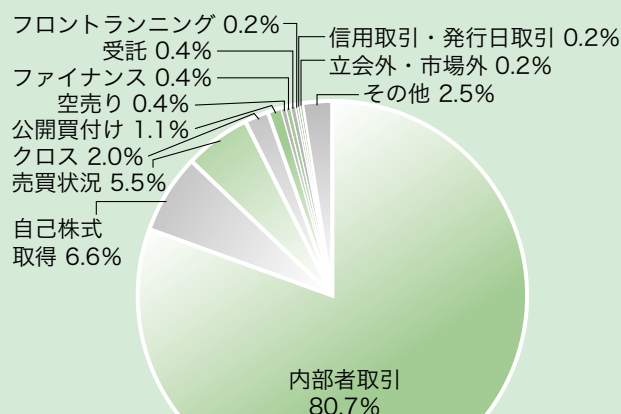


・ 問合せ主体内訳

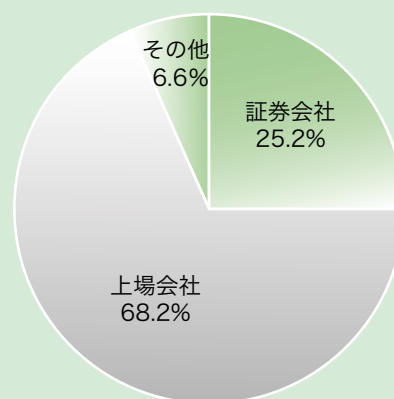


■ 売買審査関係

・ 問合せ内容内訳



・ 問合せ主体内訳



4 J-IRISSの登録推進活動

上場会社等の役員等の情報を登録し証券会社における内部者登録等の実効性をより確実なものとし、内部者取引を未然防止するシステムである「J-IRISS」（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）について、上場会社の登録促進を図るため、新規上場会社及び上場市場変更会社等への働き掛けや上場会社向けセミナー等での広報活動等を引き続き実施しており、東京証券取引所上場会社の登録率は2019年度末に87.6%に達しています。

6 銘柄一覧

■ 新規上場等銘柄

新規上場

〈株券〉 102銘柄

(市場第一部) 6銘柄

2019. 6. 1 スター・マイカ・ホールディングス(株)※
 9. 2 (株)薬王堂ホールディングス※
 10. 7 (株)オリバー
 2020. 3. 2 (株)カーブスホールディングス
 3. 9 (株)フォーラムエンジニアリング
 3.23 ヤマエ久野(株)

(市場第二部) 13銘柄

2019. 6.12 ユーピーアール(株)
 6.26 (株)ヤシマキザイ
 7.16 日創プロニティ(株)
 10. 2 (株)レオクラン
 10.18 ワシントンホテル(株)
 10.30 恵和(株)
 12.10 (株)テクノフレックス
 12.16 ベース(株)
 12.23 (株)カクヤス
 3. 6 (株)ウイルテック
 2020. 3.13 木村工機(株)
 3.19 日本インシュレーション(株)
 3.24 リバーホールディングス(株)

(マザーズ) 66銘柄

2019. 4. 3 (株)東名
 4. 8 (株)ヴィッツ
 4.24 (株)ハウテレビジョン
 4.25 (株)グッドスピード
 4.25 トピラシステムズ(株)
 5.30 バルテス(株)
 6.18 (株)Lib Work
 6.19 Sansan(株)
 6.20 (株)ピアズ
 6.21 ブランディングテクノロジー(株)
 6.25 (株)インフォネット
 6.27 新日本製薬(株)
 6.28 リビン・テクノロジーズ(株)
 7. 5 (株)フィードフォース
 7.18 (株)Link-U
 7.24 (株)ビーアンドピー

2019. 7.29 (株)ブシロード
 7.31 (株)ツクルバ
 8. 9 (株)ステムリム
 9.19 (株)サイバー・バズ
 9.20 (株)ギフトィ
 9.24 Chatwork (株)
 9.26 HPCシステムズ(株)
 10. 1 (株)パワーソリューションズ
 10. 8 HENNGE(株)
 10. 8 AI CROSS(株)
 10.24 (株)インティメート・マージャー
 10.25 BASE(株)
 10.28 セルソース(株)
 10.29 (株)ジェイック
 11. 1 (株)ダブルエー
 11.21 (株)トゥエンティーフォーセブン
 12.10 (株)ALiNKインターネット
 12.11 (株)マクアケ
 12.12 (株)メドレー
 12.16 (株)JMDC
 12.16 ランサーズ(株)
 12.17 フリー(株)
 12.17 (株)ウィルズ
 12.18 (株)JTOWER
 12.18 (株)BuySell Technologies
 12.18 ユナイトアンドグロウ(株)
 12.19 SREホールディングス(株)
 12.19 (株)ランディックス
 12.20 (株)スペースマーケット
 12.20 INCLUSIVE(株)
 12.23 (株)global bridge HOLDINGS
 12.25 AI inside(株)
 12.25 WDBココ(株)
 12.26 (株)スポーツフィールド
 2020. 2. 7 (株)ジモティー
 2.25 AHCグループ(株)
 3. 4 (株)Kids Smile Holdings
 3. 6 (株)きずなホールディングス
 3.10 (株)ビザスク
 3.13 フォースタートアップス(株)
 3.13 (株)リグア
 3.16 (株)ミクリード

- 2020. 3.17 (株)リビングプラットフォーム
- 3.17 (株)ドラフト
- 3.19 (株)関通
- 3.25 (株)ヴィス
- 3.26 アディッシュ(株)
- 3.26 (株)サイバーセキュリティクラウド
- 3.30 (株)NexTone
- 3.31 (株)Macbee Planet

- (JASDAQスタンダード) 8銘柄
- 2019. 6.27 (株)あさくま
- 9.19 (株)アミファ
- 10. 9 (株)アンビスホールディングス
- 10.18 (株)浜木綿
- 2020. 2. 7 コーユーレンティア(株)
- 3.11 コンピューターマネージメント(株)
- 3.17 ミアヘルサ(株)
- 3.19 (株)ゼネテック

- (JASDAQグロース) 1銘柄
- 2019.10. 1 SIホールディングス(株)※

- (TOKYO PRO Market) 8銘柄
- 2019. 6.26 (株)STG
- 7.31 (株)アーバンビジョン
- 9.20 (株)Kips
- 9.26 (株)軽自動車館
- 9.26 清鋼材(株)
- 11.25 (株)QLSホールディングス
- 11.27 (株)太知ホールディングス
- 2020. 2.27 横浜ライト工業(株)

- (注) 銘柄名に※を付している銘柄は、テクニカル上場銘柄。

- 〈ETF・ETN〉 14銘柄
- 2019. 4.19 NEXT FUNDS 野村株主還元70連動型上場投信
- 6. 4 上場インデックスファンドJリート(東証REIT指数) 隔月分配型(ミニ)
- 6.25 MAXIS HuaAn中国株式(上海180A株) 上場投信
- 6.25 One ETF 南方 中国A株 CSI500
- 6.28 NEXT FUNDS ブルームバーグ・パークレイズ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり) 連動型上場投信
- 7.10 NEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株(ネットリターン) ETN
- 7.16 東証REIT ETF

- 2019. 8.15 One ETF 東証REIT指数
- 12.16 SMDAM トピックス上場投信
- 2020. 1. 9 MAXIS米国株式(S&P500) 上場投信
- 1. 9 MAXIS全世界株式(オール・カントリー) 上場投信
- 2. 6 MAXISカーボン・エフィシエント日本株 上場投信
- 2.26 i シェアーズ・コア 日本国債ETF
- 3.18 上場インデックスファンド米国株式(ダウ平均) 為替ヘッジあり

- 〈REIT・インフラファンド〉 2銘柄
- 2019.12.10 SOSiLA物流リート投資法人 投資証券
- 2020. 2.20 ジャパン・インフラファンド投資法人 投資証券

- 〈TOKYO PRO-BOND Market〉 9銘柄
- (プログラム情報に基づく個別債券) 9銘柄
- 2019. 5.30 "The Metropolis of Tokyo U.S.\$1,000,000,000 2.625 per cent. Bonds due 2024
- 6.21 第48回国際協力機構債券
- 6.21 第49回国際協力機構債券
- 6.27 ¥20,000,000,000 0.21 per cent. Notes due 2022 by China Construction Bank Corporation, Tokyo Branch under the U.S.\$15,000,000,000 Medium Term Note Programme
- 9. 6 Japan Finance Organization for Municipalities Series 69 U.S.\$1,000,000,000 1.750 per cent. Notes due 2024
- 9.24 第50回国際協力機構債券
- 12.23 第51回国際協力機構債券
- 2.13 Japan Finance Organization for Municipalities Series 72 EUR500,000,000 0.050 per cent. Notes due 2027
- 2020. 3.23 第52回国際協力機構債券

- 市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定 17銘柄**
- 2019. 4. 4 (株)ネットマーケティング
- 6.17 (株)ニーズウェル
- 6.19 日本ギア工業(株)
- 6.26 セグエグループ(株)
- 6.27 日本社宅サービス(株)
- 6.28 (株)やまみ
- 7. 2 (株)アイル
- 7.26 (株)エスプール
- 8.23 (株)エプロ

2019. 8.30 ハウスコム(株)
 9. 6 (株)ナルミヤ・インターナショナル
 11.26 明豊ファシリティワークス(株)
 12.24 (株)ミダック
 2020. 2.27 東海ソフト(株)
 3. 5 日本リーテック(株)
 3.13 (株)カワニシホールディングス
 3.24 (株)ハイパー

上場市場の変更 29銘柄

〈マザーズから市場第一部〉 22銘柄

2019. 4.12 テモナ(株)
 4.18 (株)エニグモ
 5.21 サインポスト(株)
 6.14 (株)ファイバーゲート
 6.21 (株)串カツ田中ホールディングス
 8. 5 (株)システムサポート
 8.16 (株)GameWith
 8.28 ラクスル(株)
 9.20 アセンテック(株)
 10. 7 (株)SHIFT
 10.15 イーソル(株)
 10.17 (株)マネジメントソリューションズ
 11.28 (株)ユーザーローカル
 12.19 (株)キャンディル
 12.25 HEROZ(株)
 12.26 (株)フィル・カンパニー
 12.27 (株)ピーバンドットコム
 2020. 1.27 (株)シルバーライフ
 2.14 and factory(株)
 2.28 (株)ACCESS
 3.11 (株)一家ダイニングプロジェクト
 3.18 手間いらず(株)

〈JASDAQから市場第一部〉 2銘柄

2019.11.14 UTグループ(株)
 11.29 (株)柿安本店

〈JASDAQから市場第二部〉 5銘柄

2019. 6. 5 (株)SIG
 6.14 ハウスコム(株)
 7.26 (株)クレステック
 12.24 GMOペパボ(株)
 2020. 3.17 (株)ODKソリューションズ

2 上場廃止等銘柄及び措置を行った銘柄
上場廃止

〈株券〉 46銘柄

(市場第一部) 19銘柄

- 2019. 4.18 (株)ベリサーブ
- 4.22 (株)シーズ・ホールディングス
- 5.29 スター・マイカ(株)
- 7.30 図書印刷(株)
- 8. 5 (株)ユーシン
- 8.29 (株)薬王堂
- 8.29 カブドットコム証券(株)
- 8.29 日本ビューホテル(株)
- 9.18 日東エフシー(株)
- 9.27 田淵電機(株)
- 11. 7 青木あすなる建設(株)
- 12.30 ミサワホーム(株)
- 2020. 1. 9 (株)デファクトスタンダード
- 1.21 (株)Minoriソリューションズ
- 1.27 東芝プラントシステム(株)
- 2.27 田辺三菱製薬(株)
- 3.18 (株)パルコ
- 3.30 (株)エクセル
- 3.30 (株)イー・ディー・ワークス

(市場第二部) 12銘柄

- 2019. 4.18 (株)JIEC
- 6.18 エヌ・デーソフトウェア(株)
- 7.30 アピックヤマダ(株)
- 7.30 KIホールディングス(株)
- 7.30 (株)ジョリーバスタ
- 11. 1 花月園観光(株)
- 2020. 2.27 西芝電機(株)
- 2.27 マックスバリュ東北(株)
- 3. 9 (株)FUJIKOH
- 3.17 カネヨウ(株)
- 3.26 (株)マイスターエンジニアリング
- 3.29 (株)小島鉄工所

(マザーズ) 1銘柄

- 2020. 3.16 (株)UMNファーマ

(NASDAQ) 14銘柄

- 2019. 7.10 (株)フーマイスターエレクトロニクス
- 7.23 朝日工業(株)
- 8.23 日本ライトン(株)
- 8.29 (株)理研グリーン

- 2019. 9.27 (株)やまねメディカル
- 11. 8 (株)ポラテクノ
- 12.23 シャクリー・グローバル・グループ(株)
- 2020. 1. 7 リーバイ・ストラウス ジャパン(株)
- 1.23 マジェスティ ゴルフ(株)
- 2.18 (株)ココスジャパン
- 2.27 (株)創通
- 2.27 マックスバリュ北海道(株)
- 3.27 (株)細田工務店
- 3.30 (株)ニューフレアテクノロジー

(TOKYO PRO Market)

該当なし

〈有価証券オプション〉 1銘柄

- 2020. 2.27 田辺三菱製薬(株)

〈債券等〉 4銘柄

- 2019. 4.19 (株)三十三フィナンシャルグループ120%
コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)
- 7.12 (株)大阪ソーダ第5回無担保転換社債型新株
予約権付社債(期中償還請求権および転換社
債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
- 9. 9 イオンフィナンシャルサービス(株)120%
コールオプション条項付第1回無担保転換
社債型新株予約権付社債(転換社債型新株
予約権付社債間限定同順位特約付)
- 3.25 スターゼン(株)130%コールオプション条項
付第1回無担保転換社債型新株予約権付社
債(期中償還請求権及び転換社債型新株予
約権付社債間限定同順位特約付)

〈ETF・ETN〉 20銘柄

- 2019.12.19 ダイワ上場投信ートピックス・コア30
- 12.19 ダイワ上場投信ー東証電気機器株価指数
- 12.19 ダイワ上場投信ー東証銀行業株価指数
- 12.19 ダイワ上場投信・TOPIXー17 食品
- 12.19 ダイワ上場投信・TOPIXー17 エネルギー
資源
- 12.19 ダイワ上場投信・TOPIXー17 建設・資材
- 12.19 ダイワ上場投信・TOPIXー17 素材・化学
- 12.19 ダイワ上場投信・TOPIXー17 医薬品
- 12.19 ダイワ上場投信・TOPIXー17 自動車・輸
送機

- 2019.12.19 ダイワ上場投信・TOPIX-17 鉄鋼・非鉄
 12.19 ダイワ上場投信・TOPIX-17 機械
 12.19 ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密
 12.19 ダイワ上場投信・TOPIX-17 情報通信・
 サービスその他
 12.19 ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス
 12.19 ダイワ上場投信・TOPIX-17 運輸・物流
 12.19 ダイワ上場投信・TOPIX-17 商社・卸売
 12.19 ダイワ上場投信・TOPIX-17 小売
 12.19 ダイワ上場投信・TOPIX-17 銀行
 12.19 ダイワ上場投信・TOPIX-17 金融（除
 く銀行）
 12.19 ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産

〈REIT〉 1 銘柄

2020. 3.30 日本ヘルスケア投資法人

〈カントリーファンド〉 1 銘柄

2019. 4. 4 モルガン・スタンレー・アジアパシフィック
 ・ファンド・インク 外国投資証券

〈TOKYO PRO-BOND Marke〉 10 銘柄

2019. 4.18 Banco Santander-Chile Japanese Yen TO-
 KYO PRO-BOND Market Listed Bonds -
 Second Series (2014)
 6. 4 BANCO LATINOAMERICANO DE COMERCIO
 EXTERIOR, S.A. Issue of JPY 8,000,000,000
 Fixed Rate Notes due 10 June 2019
 6.24 Industrial and Commercial Bank of China
 Limited, Tokyo Branch USD4,000,000,000
 Medium Term Note Programme Issue of
 JPY15,000,000,000 0.32 per cent. Fixed
 Rate Notes due 28 June 2019
 6.27 ING Bank N.V. Japanese Yen TOKYO PRO-
 BOND Market Listed Floating Rate Bonds -
 Second Series (2015)
 6.27 First Gulf Bank P.J.S.C. JPY Tokyo Pro-
 Bond Market Listed Fixed Rate Notes
 due July 2019
 8.16 Malayan Banking Berhad JPY20,000,000,000
 Senior Fixed Rate Notes due 21 August
 2019 issued under USD5 billion Multicurren-
 cy Medium Term Note Programme
 9.24 Santander Consumer Finance, S.A. JPY
 3,300,000,000 0.287 per cent. Notes
 due 27 September 2019

- 2019.10.28 Industrial and Commercial Bank of China
 Limited, Tokyo Branch USD4,000,000,000
 Medium Term Note Programme Issue of
 CNY 500,000,000 3.80 per cent. Fixed
 Rate Notes due 31 October 2019
 11.26 Santander Consumer Finance, S.A. JPY
 6,700,000,000 0.479 per cent. Notes
 due November 2019
 2020. 3.17 Macquarie Bank Limited PRO-BOND
 EuroYen due 23 March 2020

市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え 2 銘柄

2019. 8. 1 千代田化工建設(株)
 11. 1 中国工業(株)

実質的存続性の喪失

該当なし

《措置を行った銘柄》

特設注意市場銘柄の指定 4 銘柄

2019. 8. 7 日本フォームサービス(株)
 9.19 すてきナイスグループ(株)
 12.18 ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株)
 2020. 3.11 五洋インテックス(株)

改善報告書の徴求 7 銘柄

2019. 4.12 (株)RS Technologies
 5. 9 (株)くるがね工作所
 5.14 イメージ情報開発(株)
 6.13 日産自動車(株)
 9. 6 (株)MTG
 9.26 (株)梅の花
 12.13 (株)ナイガイ

公表措置 9 銘柄

2019. 4.12 (株)RS Technologies
 5. 9 (株)くるがね工作所
 5.14 イメージ情報開発(株)
 6.13 日産自動車(株)
 9. 6 (株)MTG
 9. 9 テラ(株)
 9.26 (株)梅の花
 12.13 (株)ナイガイ
 12.20 (株)DNAチップ研究所

上場契約違約金の徴求 4 銘柄

2019. 8. 7 日本フォームサービス(株)

2019. 9.19 すてきナイスグループ(株)
12.18 ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株)
2020. 3.11 五洋インテックス(株)

JPX自主規制法人の年次報告 2020

編集：日本取引所自主規制法人 総合管理室

2020年7月18日発行

発行所：日本取引所自主規制法人

〒103-8229 東京都中央区日本橋兜町2番1号

TEL：03-3666-0431（代表）

印刷：勝美印刷株式会社

Copyright©2020 Japan Exchange Regulation. All Rights Reserved

本書の全部又は一部を無断で複写、複製、転載及び磁気媒体又は光記録媒体に入力することを禁じます。

使用するデータ及び表現等の欠落・誤謬等につきまして当法人はその責めを負いかねますのでご了承ください。

この資料に記載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。


この資料に記載されている制度、数値は当法人が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、当法人が正確かつ完全であることを保証するものではありません。

グラフは将来の結果を予想又は保証するものではありません。

落丁・乱丁本はお取替えます。

JPX-R Annual Report 2020

お問い合わせは

 **03-3666-0431** (代表)

詳しくは日本取引所グループのホームページへ

<https://www.jpx.co.jp/>

日本取引所グループ

検索